

京田辺市 こども計画

“こども・若者”と“こども・若者を育てるみなさん”を
みんなで支えるための計画です



令和7年(2025年)3月
京田辺市

ごあいさつ

現在、我が国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかる中、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもたちを取り巻く状況は、年々深刻になっています。

こういった状況を打開するため、国では、こどもの最善の利益を第一に、こどもに関する政策を社会の真ん中に据えて進めるため、令和 5 年(2023年)に「こども基本法」を施行、「こども家庭庁」を設置し、「こどもまんなか社会」の実現に向け「こども大綱」を定めました。令和 6 年(2024年)には、各種こども・子育て支援策を網羅した「こどもまんなか実行計画」を決定し、こどもや保護者の視点、意見を尊重し、ともに考え、こども・子育て支援策を各ライフステージにわたって切れ目なくつなぎ、支援していくことを目指しています。

本市でも、この動きに合わせ、こども・子育て支援を次のステップに進めようと、令和 6 年(2024年)2 月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、このたび、宣言を実行するプランとなる「京田辺市こども計画」を策定いたしました。

今回の計画では、大切に引き継いできた基本理念「みんなで子育て こども☆キラキラ 京田辺～こどもの輝きが、すべての市民を結ぶ～」を念頭に置きながら、国や京都府の動向を考慮するとともに、市民ニーズの把握に努めました。

これらを反映させ、こどもたちが、健康で、豊かな人間性を育み、可能性を広げ、未来に挑戦する力を蓄えられるよう応援するとともに、保護者のみなさんが不安なくその成長を支える取組を盛り込み、より一層のこども・子育て支援を進めてまいります。

こどもたちがこのまちで幸せに育ち、思い描く未来に夢と希望があふれるまち、また、京田辺で生み育てて良かったと思えるまちを実現するには、市民・地域・企業・市民活動団体・行政などが、それぞれの役割を担うとともに、互いの垣根をこえて連携・協力し、社会全体で取り組むことが大切です。引き続き、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、こども計画がより良い計画となるよう、熱心にご議論をいただきました「京田辺市子ども・子育て会議」の委員のみなさんをはじめ、調査等にご協力をいただいた多くの市民のみなさん、ワークショップやパブリックコメントでご意見を届けてくださったみなさん、他にもご意見やご提言をいただきました関係機関・団体のみなさんに心から感謝申し上げます。



令和 7 年(2025年)3 月

京田辺市長 上村 肇

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	国における近年の動向	2
3	計画の基本的な事項・位置づけ	5
4	本計画における「こども・若者」の定義	9
5	計画の期間	9
6	計画の策定過程	10

第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

1	京田辺市の状況	13
2	各種調査結果等からみえる現状	25
3	第2期計画の成果	86
4	本計画に向けた課題	89

第3章 計画の基本理念・基本目標

1	基本理念	92
2	基本的な視点	93
3	基本目標	95
4	施策の体系	97

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり	99
基本目標Ⅱ	こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり	116
基本目標Ⅲ	こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり	126

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに放課後児童対策パッケージに基づく取組

1	基本事項	131
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	132
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	133
4	令和4年(2022年)児童福祉法改正による新規三事業の量の見込みと確保方策	141
5	令和6年(2024年)子ども・子育て支援法改正による新規三事業の量の見込みと確保方策	143
6	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	145
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	145
8	放課後児童対策パッケージに基づく取組	146

第6章 計画の推進にあたって

1	こども・若者の意見の聴取・反映に努めます。.....	147
2	情報発信の強化、ICT化を進め市民の利便性の向上を図ります。.....	148
3	事業の評価、改善を進め、事業効果の最大化を目指します。.....	148
4	市民・大学・企業・関係機関との連携を進めます。.....	149
5	国・京都府の事業などと効果的な連携を図ります。.....	149

第7章 参考資料

1	京田辺市子ども・子育て会議委員名簿.....	150
---	------------------------	-----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、こども・子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

ここ数年のかども・子育て家庭を取り巻く環境の変化として、令和3年(2021年)12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

令和5年(2023年)4月には「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が創設され、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた子ども・子育て支援事業計画や少子化対策を含むこども政策が、こども家庭庁に一本化することとなりました。さらに同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成されていた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を束ね、こども大綱に一元化されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度等の新事業の創設や児童手当の拡充などに向けた検討も進められていました。(P.2~3「国における近年の動向」参照)

新たな制度のもと、「一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、こどもの視点に立ち、こどもの発達が保障されるよう、良質かつ適切なこども・子育て支援施策を進めることができます。

本市では、平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度)までの5年間を計画期間とする第1期子ども・子育て支援事業計画(以下「第1期計画」という。)を実施し、その後、第1期計画の基本理念や計画の視点等を継承しつつ、令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)を計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援事業を進めてきました。

こども基本法では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられています。また、こども大綱では、自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策の関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとすることなどが期待されています。

これらを踏まえ、本市においても、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指し、「京田辺市こども計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

本計画では、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

2 国における近年の動向

(1) こども基本法の施行

こども施策※を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年(2022年)6月に成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。こども施策に関する基本理念に加え、こども政策推進の基本方針となる「こども大綱」の策定や、こども等の意見を政策に反映し、社会のさまざまな活動に参加できるようにすることなどが定めされました。

※こども施策とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策、その他の分野におけるこどもに関する施策をいい、当該施策の性質上こどものほか若者を対象とすることが適当である場合にあっては、若者に関する施策を含むものとする。

(2) 子ども・子育て支援法の改正

① 妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行うこととなりました。具体的には、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置が令和6年度(2024年度)から全世帯に拡大されるとともに、支援を必要とするすべての人が利用できるよう、提供体制の整備が行われました。

また、改正児童福祉法でも支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援(妊産婦等生活援助事業)が制度に位置づけられました。

② こども誰でも通園制度の創設

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度」)を創設することとなりました。

(3) 児童福祉法の改正

① 家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)について

家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規3事業が創設されました。これらの事業についても、量の見込みが必要であることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による提供も勘案することとされています。

② こども家庭センター及び地域子育て相談機関が努力義務化

こども家庭センターと地域子育て相談機関の整備が努力義務化されました。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き継ぎ、妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援にあたります。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、助言を行う施設で、中学校区ごとに整備するよう努めることとされています。また、これらこども家庭センターと地域子育て相談機関等の連携についても推進していくこととなりました。

③ 子どもの権利擁護について

都道府県や児童相談所は、困難を抱える家庭の子どもに対する入所措置や一時保護等の際、子どもの利益を考慮し、意見を反映させるために子どもの意見聴取措置をとることになりました。

また、社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援を強化していくこととなりました。

(4) こども未来戦略の策定

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和 5 年(2023年)12月に「こども未来戦略」が策定されました。「子育て世帯の家計を応援」「すべての子どもと子育てを応援」「共働き・共育てを応援」するための施策が盛り込まれています。出産・子育て応援交付金や出産費用の保険適用の導入、児童手当の拡充などが進められています。

(5) 「子どもの居場所づくりに関する指針」の策定

誰一人取り残さず、子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの居場所づくりの推進が定められました。

(6) SDGsの理念と整合

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された、令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

令和12年(2030年)までの達成に向けて、貧困の撲滅や人や国の不平等をなくす対策等、世界の国々が解決すべき課題に関する17のゴール(目標)とそれらを達成するための具体的な169のターゲット、230の指標で構成されています。これらは、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本計画において、「誰一人として取り残さない」社会の実現に向け、SDGsの視点を持って施策の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17の目標のうち、本計画と特に関連の深い項目			
1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	8 働きかいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の基本的な事項・位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」で、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。

加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、子ども・子育て・若者支援に係る総合的な計画として策定するものです。

【こども基本法(第10条第2項)】

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【子ども・若者育成支援推進法(第9条第2項)】

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

【子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条第2項)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第8条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 各法律の概要

① こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

『こども施策の基本理念』

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

② 子ども・若者育成支援推進法

ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境が悪化している中、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱える子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成22年(2010年)4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン(子供・若者育成支援推進大綱)」が策定されました。

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、子ども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどのさまざまな問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、子ども・若者ビジョンの見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が平成28年(2016年)2月に策定されました。さらに、令和3年(2021年)4月に改正が行われ、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会全体で子ども・若者の健全育成に取り組んでいくこととされています。

③ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子どもたちの6人に1人が貧困線(全国の世帯所得の中央値の半分の所得)を下回る世帯で暮らしていること(平成24年(2012年)厚生労働省データ)、子どもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年(2013年)6月に成立しました。

政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年(2014年)8月に閣議決定し、その後、令和元年(2019年)6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が成立しています。改正後の法では、その目的に、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景にさまざまな社会的要因があることなどが明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。

令和元年(2019年)8月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。これらのことと踏まえ、政府は、令和元年(2019年)11月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しています。

令和6年(2024年)9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が施行され、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更し、親の妊娠・出産時から、子どもが大人になるまでの段階に応じた切れ目のない支援を提供するための対策強化に取り組んでいます。

④ 次世代育成支援対策推進法

少子化の進行は、次の時代を担う若者の減少を意味し、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。そこで国ではこれまでにも「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(平成6年(1994年))をはじめとして、「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年(1999年))などを示し、「仕事と子育ての両立支援」を中心として、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めてきました。

平成17年(2005年)4月には、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すとした、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。平成26年(2014年)の改正では次世代育成支援対策の推進・強化と、ひとり親家庭に対する支援施策の充実が盛り込まれ、令和6年(2024年)の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などが定められ、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境をさらに推進していくことが求められています。

⑤ 子ども・子育て支援法

平成24年(2012年)8月、日本の急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

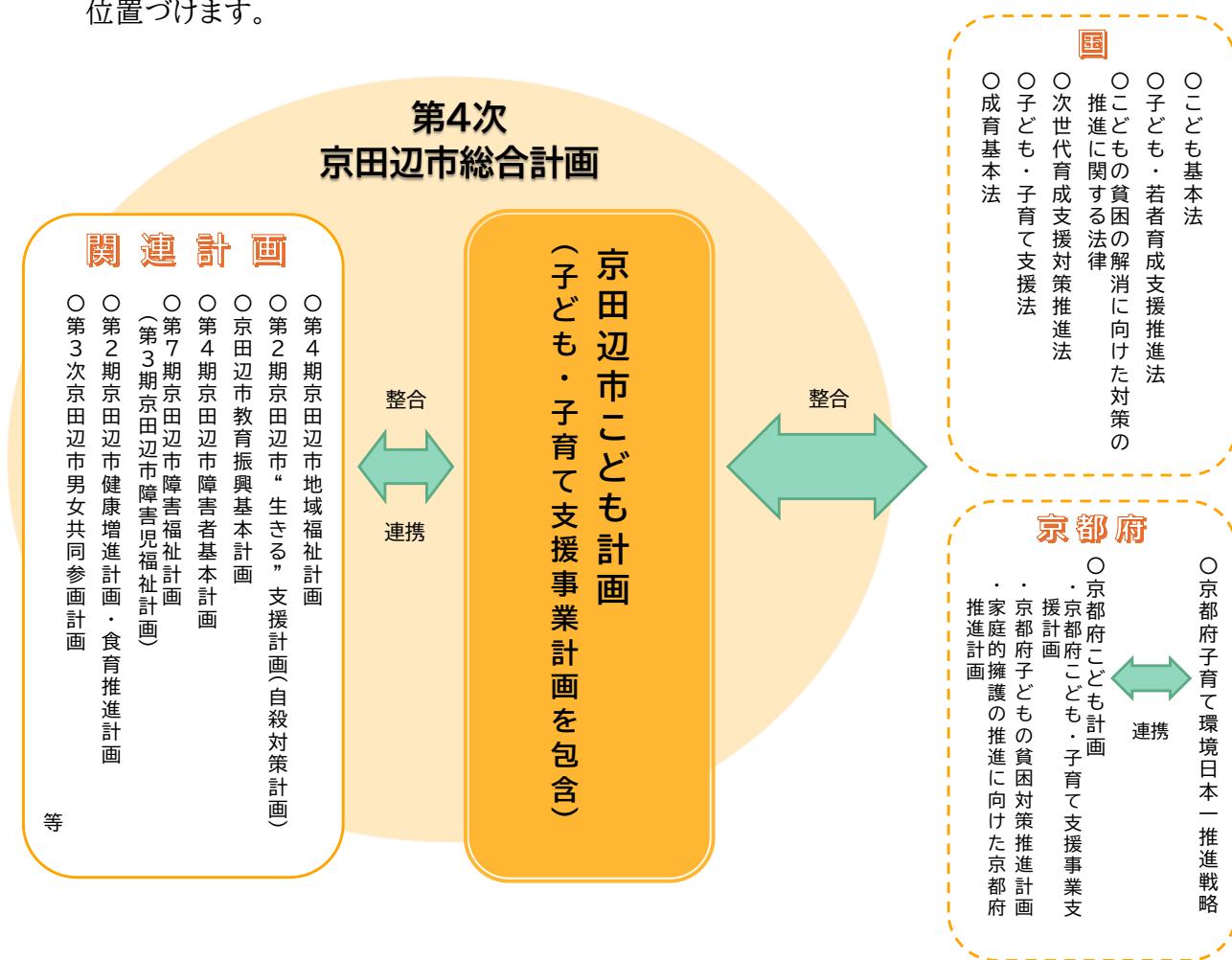
近年では、令和3年(2021年)12月、子ども・子育て支援法及び児童手当法が改正され、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充と、こども誰でも通園制度の創設が位置づけられています。

令和4年(2022年)6月に成立した改正児童福祉法では、家庭支援事業の新規3事業の創設や、こども家庭センター及び地域子育て相談機関の整備の努力義務化、子どもの権利擁護・意見聴取についての取組を推進することが定められています。

令和6年(2024年)6月には子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設することが盛り込まれています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、第4次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関する分野の部門別計画として位置づけます。



4 本計画における「こども・若者」の定義

「子ども・子育て支援法」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、本計画における「こども」は概ね18歳まで、「若者」は概ね18歳から概ね30歳までと定義します。

【子ども・子育て支援法(第6条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【子供・若者育成支援推進大綱】

若者：思春期、青年期(概ね18歳から概ね30歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする。

計画の対象

本計画では、「こども・若者」と「親、保護者など、その家族」を対象とします。また、子育て支援を本市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園及び保育所(園)と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

5 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間を1期とした事業計画を定めるものとしていますので、本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までを計画期間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。



6 計画の策定過程

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

- ア)京田辺市在住の就学前児童、小学生の保護者(無作為抽出:各1,500名)
- イ)令和5年(2023年)11月の妊婦健診受診者(全数調査)
- ウ)子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等(全数調査)

② 調査期間

- ア)令和6年(2024年)2月22日(木)～令和6年(2024年)3月7日(木)
- イ)令和6年(2024年)3月12日(火)～令和6年(2024年)3月29日(金)
- ウ)令和6年(2024年)3月12日(火)～令和6年(2024年)3月29日(金)

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	1,500通	702通	46.8%
小学生の保護者	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	1,500通	735通	49.0%
妊婦	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	217通	148通	68.2%
子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等	郵送による配布、郵送・WEBによる回答	496通	192通	38.7%

(2) 子どもの生活状況調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子どもの生活状況調査」を実施し、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子どもの学習・生活・心理などさまざまな面での影響の把握を行いました。

① 調査対象

- 京田辺市立小学5年生及びその保護者、京田辺市立中学2年生及びその保護者(全数調査)

② 調査期間

- 令和6年(2024年)2月22日(木)～令和6年(2024年)3月7日(木)

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生及びその保護者	さくら連絡網による調査、WEBによる回答	705通	158通	22.4%
中学2年生及びその保護者	さくら連絡網による調査、WEBによる回答	622通	137通	22.0%

(3) こども・若者意識調査の実施

こども・若者育成支援施策を効果的に推進するに当たり、こども・若者の現状と課題を的確に把握するために行いました。

① 調査対象

- 京田辺市在住の15歳～39歳(無作為抽出:3,000名)

② 調査期間

- 令和6年(2024年)6月21日(金)～令和6年(2024年)7月12日(金)

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
15歳～39歳	郵送による配布、 WEBによる回答	3,000通	526通	17.5%

(4) こども・若者ワークショップ

本計画の策定に当たり、“住みやすいまち”についてこども・若者が意見を出し合い、出た意見を主体的に取り組むきっかけとするため、ワークショップを開催しました。

① 参加者

- 京田辺市に在住・通学する小学生11名、中学生4名、高校生3名、大学生15名

② 調査期間

- 令和6年(2024年)6月2日(日)

③ テーマ

- 「わたしたちにとって、住みやすいまち」

④ 開催結果

- <https://www.city.kyotanabe.lg.jp/cmsfiles/contents/0000021/21159/69.pdf>
- 二次元コード▶



(5) 京田辺市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定に当たり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「京田辺市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(6) パブリックコメントの実施

この計画の案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

① 意見募集期間

- 令和 6 年(2024年)12月18日(水)～令和 7 年(2025年)1 月17日(金)

② 意見募集方法

- 計画(案)を本市ホームページに掲載するとともに、下記の場所で閲覧を実施し、意見提案用紙により、市民から意見を募集しました。

【閲覧場所】

市役所こども未来政策推進室・保育幼稚園課・学校教育課、北部・中部住民センター、南部まちづくりセンター、三山木福祉会館、社会福祉センター、中央図書館、中央公民館、市立 4 児童館、市内 4 地域子育て支援拠点、市内14保育所(園)・こども園、市内 9 幼稚園、市立 9 小学校、市立 3 中学校、府立田辺高等学校、同志社国際中学校・高等学校、同志社大学、同志社女子大学

③ 意見募集結果

- 意見提出者 76人 (フォーム75人、電子メール1人)
- 意見総数 127件
- 二次元コード ▶ 